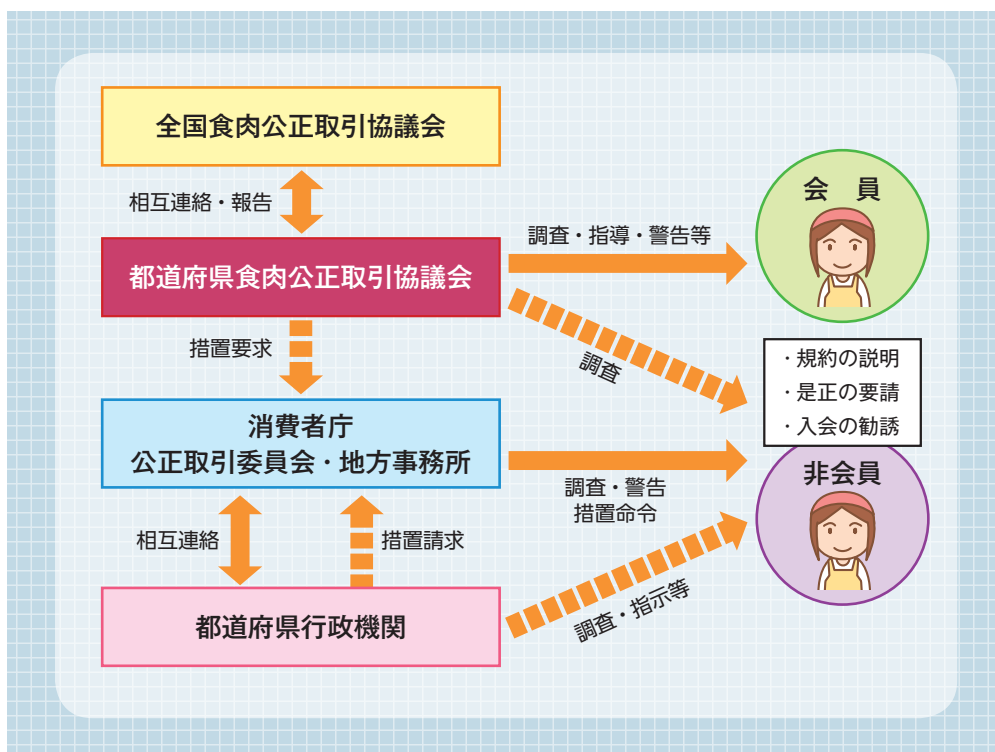


違反に対する調査・措置

▶【1】消費者庁関係・…………… 食肉公正競争規約に基づくもの

規約違反や不当表示の調査・措置

食肉公正取引協議会会員に対しては都道府県食肉公正取引協議会が、会員以外（非会員）には消費者庁、公正取引委員会、各県行政機関が調査・措置を行います。



都道府県又は全国の食肉公正取引協議会の措置

*適正表示指導員が定期的に表示の調査・指導を行います。

*調査時や一般消費者の通報、行政機関からの連絡により違反が判明した場合、次の①～③のような措置を行います。

① 調査

規定に違反する事実があると思われる場合、関係者を招致し、事情を聴取し必要な事項の照会を行い、参考人からの意見を求め、その他必要な調査を行うことができます。

② 調査に協力しないものへの措置

上記の調査に協力しない食肉販売業者に対し

ア) 調査に協力すべき旨の文書により警告します。

イ) それでも協力してもらえない時は、下記の措置をとることができます。

・ステッカーの貼付の差し止め ・5万円以下の違約金 ・除名処分

③ 違反行為を認めるものへの措置

・警告等

調査の結果、違反行為があると認めるときは、その者に対して、次のような警告を行うことができます。

ア) その違反行為をやめること

イ) 同じ又は類似の違反行為を再び行わないこと

ウ) その他これらに関連する事項を実行すること

・ステッカーの回収及び再交付拒否

警告に併せ、ステッカーを回収し、6ヵ月を超えない範囲で、ステッカーを再交付しないことができます。

警告に従わない場合

・違約金

50万円以下の違約金を課することができます。

・除名処分

違反行為をした食肉販売業者を除名することができます。

・消費者庁への措置請求

食肉公正取引協議会の措置に従わない違反者に対しては、消費者庁に必要な措置を講ずるよう(措置命令の発動)求めます。

措置命令では

ア) 違反行為をやめさせること

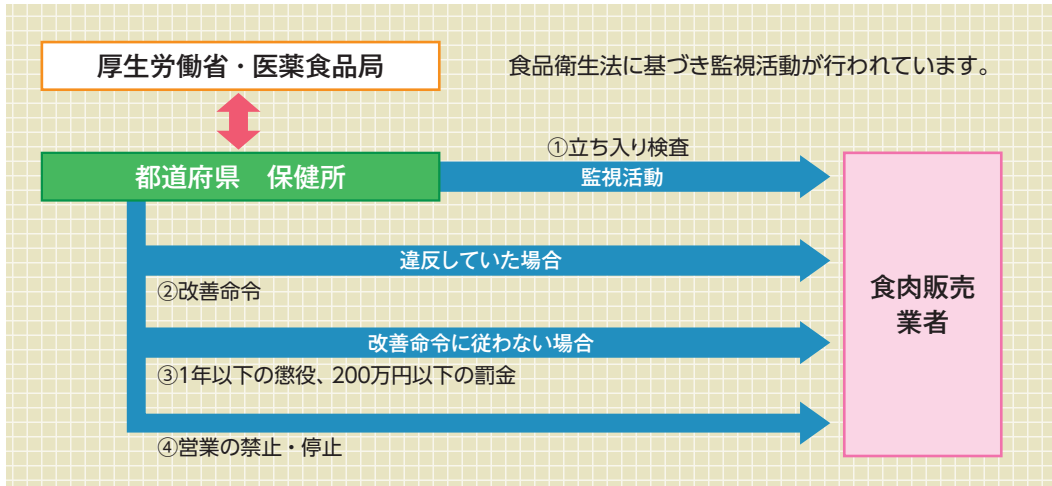
イ) 将来、違反行為を繰り返さないこと

ウ) 違反行為を行っていた旨の公告

措置命令に従わない場合

2年以下の懲役又は
300万円以下の罰金に処せられます

▶ [2] 食品衛生法に基づくもの



▶ [3] JAS法、牛トレーサビリティ法に基づくもの

